年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　中新川郡舟橋村長

（特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）

支給（不支給）決定通知書

　　年　　月　　日に申請のありました（特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）の支給について、（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第３０条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第３５条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条の１５）の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害福祉サービス受給者証番　　　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 地域相談支援受給者証番　　　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支給（給付）決定障害者（保護者）氏名 |  | 支給決定に係る児童氏名 |  |
| 受　付　年　月　日 | 　　　　年　　月　　　日 | 決　定　年　月　日 | 　　　　年　　月　　　日 |
| （特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 支給（給付）決定の内容 |  |
| 支給 | 　　する　　　　しない | 支 給 金 額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 　不支給・減額　の理由 |  |

審査請求及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に富山県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、富山県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に舟橋村を被告として（訴訟において舟橋村を代表する者は舟橋村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

　　　中新川郡舟橋村　　舟橋村役場

　　　　　　　　　　　 郵便番号　　930-0295　　　　　　　住所　　富山県中新川郡舟橋村仏生寺55

　　　　　　　　　　　 電話番号　　076-　　-